

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	3	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	8-1	不利益処分の種類	毒物劇物取扱責任者試験合格の取消	
<p>○毒物及び劇物取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十五年十二月二十八日) (法律第三百三号)</p> <p>(毒物劇物取扱責任者の資格)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。</p> <p>一 薬剤師</p> <p>二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者</p> <p>三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者</p> <p>○愛媛県毒物劇物取扱者試験規則</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十六年五月一日) (規則第二十六号)</p> <p>(合格の取消)</p> <p>第十二条 知事は、試験合格者が不正の方法により受験したことを発見したときは、その合格を取消することがある。</p> <p>2 前項の規定により取消を受けた者が、既に合格証書を与えられている場合は、これを住所地の保健所長を経て知事に返納しなければならない。</p>						